

静岡県立農林環境専門職大学等実習圃場委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部における実習圃場の運営並びに実習圃場での教育及び研究活動の質向上と活性化を推進するために設置する、静岡県立農林環境専門職大学等実習圃場委員会（以下「委員会」という。）の組織その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 実習圃場での実習の実施に関すること。
- (2) 実習圃場で生産された生産物の管理・販売に関すること。
- (3) 農業施設、農業機械・器具等の使用に関すること。
- (4) 実習棟等の使用に関すること。
- (5) 実習圃場での研究の実施に関すること。
- (6) 実習圃場での肥料や農薬等の使用に関すること。
- (7) 実習圃場に係る農業施設、農業機械・器具等の整備や修繕に関すること。
- (8) 実習圃場の事故の発生予防・安全対策及び事故発生時の対応に関すること。
- (9) その他委員会が必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 短期大学部の選定評議員のうちから評議会が選定する者1人
- (2) 実習圃場を使用する科目を担当する教員のうち評議会が選定する10名

[実習圃場を使用する科目]

(静岡県立農林環境専門職大学)

「総合実習」「圃場実習」「演習林実習」「GAP演習」「生産マネジメント実習Ⅰ、Ⅱ」

(静岡県立農林環境専門職大学短期大学部)

「総合実習」「圃場実習Ⅰ」「演習林実習Ⅰ」「圃場実習Ⅱ」「GAP演習」

- (3) 教務課長
- (4) その他学長が指名する者

(委員の任期)

第4条 前条第4号の委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任することができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1号の委員をもってこれに充てる。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の3分の1以上の者から請求があったときは、委員長は委員会を招集しなければならない。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会の議を経て、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(専門部会)

第8条 実習圃場の運営並びに実習圃場での教育に係る専門的事項を処理するため、委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(評議会への報告)

第9条 委員長は、毎年度、委員会の審議状況について、報告書を作成し、3月31日までに評議会に提出しなければならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教務課で行う。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。